

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証

7月に、新しい被保険者証をお届けします

8月1日の更新に伴い、現在、後期高齢者医療制度に加入している方全員に、新しい被保険者証を簡易書留郵便でお送りします。



被保険者証が届いたら

- ・記載事項などをご確認ください。
- ・現在お使いの被保険者証は、7月31日で有効期限が切れますので、8月以降に市役所保険年金課または各支所へ返却いただくか、各自で廃棄してください。
- ・※自分で廃棄される場合は、裁断するなど住所や氏名が見えないように注意してください。

一部負担金の割合

- ・一般の方・・・1割
- ・現役並み所得者・・・3割

交付年月日 平成23年 8月 1日

後期高齢者医療被保険者証
有効期限 平成24年 7月31日
被保険者番号 01234567
住所 大津市京町四丁目3番28号

氏名 広域 太郎
性別 男
生年月日 昭和 8年 4月 1日
資格取得年月日 平成20年 4月 1日
発効期日 平成20年 4月 1日
保険者番号 39252010
保険者名 滋賀県後期高齢者医療広域連合

一部負担金の割合 1割

氏名 広域 太郎
被保険者番号 01234567
一部負担金割合 1割
有効期限 平成24年 7月31日

薄桃色になります

保険料

7月中旬に、今年度の保険料額を通知します

平成23年度後期高齢者医療保険料は平成22年中の所得に基づいて計算し、7月中旬に全ての被保険者の方にお知らせします。また、各期における納付方法および納付額は通知書に記載していますのでご確認ください。

《納付方法について》

保険料の納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です。保険料通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されている場合は年金から、「普通徴収」の欄に金額が記載されている場合は、納付書か口座振替でお支払いいただきます。納付書での納付の方は7月から毎月、各納期限までに納付してください。口座振替をご利用の方は指定の口座から引き落としをさせていただきます。

《保険料の算出方法》

均等割額 + 所得割額 = 年保険料 (限度額50万円)

均等割額 = 38,645円 (全国平均 41,700円)

所得割額 = (平成22年中の所得 - 33万円) × 7.18% (全国平均 7.88%)

なお、平成23年4月1日以降に新規に加入された方や転出や死亡により資格に変更がある場合は月割りで算出します。

保険料の納付には口座振替が便利！

保険料を納付書で納めていただいている方は、口座振替による納付をご利用ください。一度手続きいただくと自動で納付でき、毎月金融機関等の窓口へ行かずに済み、大変便利です。用紙は市内の金融機関にありますので口座のお届け印をご持参のうえ金融機関窓口で手続きをお願いします。口座振替の開始は、市が口座振替依頼書を受理した日の翌月以降となります。※国民健康保険税などで既に口座振替を利用されている方についても改めて手続きが必要です。

限度額適用・標準負担額減額認定証

※本文中は、「限度額認定証」と省略して記載しています

被保険者の方で住民税非課税世帯に該当する方は、申請して認定されると『限度額認定証』が交付されます。

入院したときに医療機関の窓口に表示すると、所得区分に応じて入院時の自己負担限度額や食事が減額されます。

また、所得区分が「一般」および「現役並み所得者」の方は、「限度額認定証」の交付対象ではありませんが、入院時には自動的に自己負担限度額までのお支払いになります。

認定証を現在お持ちの方

現在交付されている『限度額認定証』の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き該当する方には、新しい被保険者証の郵送時に同封します。(申請手続不要)

新たに交付を希望される方

市役所保険年金課または各支所で申請してください。
▼持ち物 保険証と印鑑(認印)

自己負担限度額 (月額)

所得区分	負担割合	外来+入院 (世帯単位)		入院時食事代 (1食当たり)	
		外来 (個人ごと)	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (4回目以降は44,400円)	90日以内の入院 (過去12か月の入院日数)	210円
現役並み所得者	3割	44,400円		260円	
一般	1割	12,000円	44,400円		
低所得者II	1割	8,000円	24,600円	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
				低所得者I	1割

《所得区分》

《低所得者I》 同一世帯の全員が住民税非課税かつ所得が0円の方

《低所得者II》 同一世帯の全員が住民税非課税の方

《一般》 現役並み所得者、低所得者II、低所得者I以外の方

《現役並み所得者》 同一世帯に住民税課税所得が14.5万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる方

ただし、次のいずれかの場合は、申請により「一般」の所得区分と同様に1割負担となります。

- ・同一世帯に二人以上の後期高齢者医療被保険者がいる場合は、収入額が383万円未満の方
- ・同一世帯に後期高齢者医療被保険者が一人の場合、収入額が383万円未満の方
- ・被保険者が一人で収入額が383万円以上でも、同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合は、その方を含めた収入の合計額が520万円未満の方

保険証をだまし取る事件にご注意ください！

全国各地で、市役所や後期高齢者医療広域連合の職員と名乗り、被保険者証をだまし取るといった事件が起こっています。不審な訪問者や電話があった場合は、絶対に被保険者証を渡さずに、高島警察署か市役所保険年金課または広域連合へお問い合わせください。

連絡先

高島警察署 ☎(22)0110 市役所保険年金課 ☎(25)8137
滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎077(522)3013